

決 定 要 旨

被 審 人（住所）東京都港区虎ノ門三丁目８番２１号

（名称）アジャイルメディア・ネットワーク株式会社

（法人番号 6011001056801）

上記被審人に対する令和４年度（判）第８号金融商品取引法違反審判事件について、金融商品取引法（以下「法」という。）第１８５条の６の規定により審判長審判官長尾洋子、審判官城處琢也、同高津戸朱子から提出された決定案に基づき、法第１８５条の７第１項の規定により、下記のとおり決定する。

記

１ 主文

被審人に対し、次のとおり課徴金を国庫に納付することを命ずる。

- (1) 納付すべき課徴金の額 金 6 9 2 5 万円
- (2) 課徴金の納付期限 令和 5 年 2 月 1 3 日

２ 事実及び理由

課徴金に係る法第１７８条第１項各号に掲げる事実、法令の適用及び課徴金の計算の基礎は、別紙のとおりである。

指定職員は、法第１８１条第４項本文の規定に基づき、令和４年９月３０日付け準備書面によって、審判手続開始決定書記載の課徴金に係る法第１７８条第１項各号に掲げる事実を変更するとともに、納付すべき課徴金の額を８４２５万円から６９２５万円に変更するなどしたところ、被審人は、第１回の審判の期日前に、変更後の課徴金に係る法第１７８条第１項第２号及び第４号に掲げる事実並びに納付すべき課徴金の額を認める旨の答弁書を提出しており、上

記事実が認められる。

令和4年12月12日

金融庁長官 中島 淳一

(別紙)

1 課徴金に係る法第178条第1項各号に掲げる事実

法第178条第1項第2号及び第4号に該当

被審人は、東京都港区虎ノ門三丁目8番21号虎ノ門 33 森ビル4階に本店を置き、その発行する株式が東京証券取引所グロース市場に上場されている会社である。

被審人は、架空取引による売上の過大計上、販売費及び一般管理費の過少計上及びソフトウェア仮勘定の架空計上等の不適正な会計処理を行った。

この結果、被審人は、関東財務局長に対し、

第1

下表1のとおり、重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券報告書、有価証券報告書の訂正報告書、四半期報告書及び四半期報告書の訂正報告書を提出し、

表1

番号	継続開示書類		虚偽記載			
	提出日	書類	会計期間	財務計算に関する書類	主な内容(注)	主な事由
1	平成30年5月11日	第12期第1四半期(平成30年1月1日～同年3月31日)に係る四半期報告書	平成30年1月1日～同年3月31日の第1四半期累計期間	四半期損益計算書	四半期純利益が▲6,390千円であることを2,934千円と記載	販売費及び一般管理費の過少計上
2	平成30年8月13日	第12期第2四半期(平成30年4月1日～同年6月30日)に係る四半期報告書	平成30年1月1日～同年6月30日の第2四半期累計期間	四半期損益計算書	四半期純利益が▲3,035千円であることを12,355千円と記載	販売費及び一般管理費の過少計上
3	令和3年7月14日	第12期第2四半期(平成30年4月1日～同年6月30日)に係る四半期報告書の訂正報告書	平成30年1月1日～同年6月30日の第2四半期累計期間	四半期損益計算書	四半期純利益が▲3,035千円であることを7,672千円と記載	販売費及び一般管理費の過少計上

4	平成 30 年 11 月 12 日	第 12 期第 3 四半期（平成 30 年 7 月 1 日～同年 9 月 30 日）に係る四半期報告書	平成 30 年 1 月 1 日～同年 9 月 30 日の第 3 四半期累計期間	四半期 損益計算書	四半期純利益が ▲18,655 千円であるところを 24,754 千円と記載	販売費及び一般管理費の過少計上
5	令和 3 年 7 月 14 日	第 12 期第 3 四半期（平成 30 年 7 月 1 日～同年 9 月 30 日）に係る四半期報告書の訂正報告書	平成 30 年 1 月 1 日～同年 9 月 30 日の第 3 四半期累計期間	四半期 損益計算書	四半期純利益が ▲18,655 千円であるところを▲2,738 千円と記載	販売費及び一般管理費の過少計上
6	平成 31 年 3 月 29 日	第 12 期（平成 30 年 1 月 1 日～同年 12 月 31 日）に係る有価証券報告書	平成 30 年 1 月 1 日～同年 12 月 31 日の会計期間	損益計算書	当期純利益が ▲64,345 千円であるところを 79,959 千円と記載	売上の過大計上、販売費及び一般管理費の過少計上
7	令和 3 年 7 月 14 日	第 12 期（平成 30 年 1 月 1 日～同年 12 月 31 日）に係る有価証券報告書の訂正報告書	平成 30 年 1 月 1 日～同年 12 月 31 日の会計期間	損益計算書	当期純利益が ▲64,345 千円であるところを 26,703 千円と記載	売上の過大計上、販売費及び一般管理費の過少計上
8	令和元年 5 月 15 日	第 13 期第 1 四半期（平成 31 年 1 月 1 日～同年 3 月 31 日）に係る四半期報告書	平成 31 年 1 月 1 日～同年 3 月 31 日の第 1 四半期連結累計期間	四半期連結 損益計算書	親会社株主に帰属する四半期純利益が ▲64,346 千円であるところを▲15,905 千円と記載	貸倒引当金繰入額の不计上
			平成 31 年 1 月 1 日～同年 3 月 31 日の第 1 四半期連結会計期間	四半期連結 貸借対照表	連結純資産額が 499,116 千円であるところを 684,473 千円と記載	

9	令和元年 8月13日	第13期第2四半期（平成31年4月1日～令和元年6月30日）に係る四半期報告書	平成31年1月1日～令和元年6月30日の第2四半期連結累計期間	四半期連結損益計算書	親会社株主に帰属する四半期純利益が▲153,035千円であるところを▲64,785千円と記載	貸倒引当金繰入額の不計上
			平成31年4月1日～令和元年6月30日の第2四半期連結会計期間	四半期連結貸借対照表	連結純資産額が425,607千円であるところを650,773千円と記載	
10	令和元年 11月13日	第13期第3四半期（令和元年7月1日～同年9月30日）に係る四半期報告書	平成31年1月1日～令和元年9月30日の第3四半期連結累計期間	四半期連結損益計算書	親会社株主に帰属する四半期純利益が▲206,520千円であるところを▲93,154千円と記載	貸倒引当金繰入額の不計上
			令和元年7月1日～同年9月30日の第3四半期連結会計期間	四半期連結貸借対照表	連結純資産額が374,563千円であるところを624,844千円と記載	
11	令和2年 3月30日	第13期（平成31年1月1日～令和元年12月31日）に係る有価証券報告書	平成31年1月1日～令和元年12月31日の連結会計期間	連結損益計算書	親会社株主に帰属する当期純利益が▲374,257千円であるところを▲192,960千円と記載	貸倒引当金繰入額の不計上、減損損失の不計上
				連結貸借対照表	連結純資産額が209,258千円であるところを527,470千円と記載	

12	令和3年 7月14日	第13期（平成31年1月1日～令和元年12月31日）に係る有価証券報告書の訂正報告書	平成31年1月1日～令和元年12月31日の連結会計期間	連結 損益計算書	親会社株主に帰属する当期純利益が▲374,257千円であることを▲355,756千円と記載	減損損失の不計上
				連結 貸借対照表	連結純資産額が209,258千円であることを311,418千円と記載	
13	令和2年 6月18日	第14期第1四半期（令和2年1月1日～同年3月31日）に係る四半期報告書	令和2年1月1日～同年3月31日の第1四半期連結会計期間	四半期連結 貸借対照表	連結純資産額が145,980千円であることを479,822千円と記載	貸倒引当金繰入額の不計上
14	令和3年 7月14日	第14期第1四半期（令和2年1月1日～同年3月31日）に係る四半期報告書の訂正報告書	令和2年1月1日～同年3月31日の第1四半期連結会計期間	四半期連結 貸借対照表	連結純資産額が145,980千円であることを246,249千円と記載	減損損失の不計上
15	令和2年 8月12日	第14期第2四半期（令和2年4月1日～同年6月30日）に係る四半期報告書	令和2年1月1日～同年6月30日の第2四半期連結累計期間	四半期連結 損益計算書	親会社株主に帰属する四半期純利益が▲131,819千円であることを▲109,257千円と記載	貸倒引当金繰入額の不計上
			令和2年4月1日～同年6月30日の第2四半期連結会計期間	四半期連結 貸借対照表	連結純資産額が80,232千円であることを421,004千円と記載	
16	令和3年 7月14日	第14期第2四半期（令和2年4月1日～同年6月30日）に係る四半期報告書の訂正報告書	令和2年4月1日～同年6月30日の第2四半期連結会計期間	四半期連結 貸借対照表	連結純資産額が80,232千円であることを182,932千円と記載	減損損失の不計上

17	令和2年 11月13日	第14期第3四半期（令和2年7月1日～同年9月30日）に係る四半期報告書	令和2年1月1日～同年9月30日の第3四半期連結累計期間	四半期連結損益計算書	親会社株主に帰属する四半期純利益が▲271,158千円であることを▲227,990千円と記載	貸倒引当金繰入額の不計上
			令和2年7月1日～同年9月30日の第3四半期連結会計期間	四半期連結貸借対照表	連結純資産額が243,199千円であることを604,580千円と記載	
18	令和3年 7月14日	第14期第3四半期（令和2年7月1日～同年9月30日）に係る四半期報告書の訂正報告書	令和2年7月1日～同年9月30日の第3四半期連結会計期間	四半期連結貸借対照表	連結純資産額が243,199千円であることを346,590千円と記載	減損損失の不計上
19	令和3年 3月29日	第14期（令和2年1月1日～同年12月31日）に係る有価証券報告書	令和2年1月1日～同年12月31日の連結会計期間	連結損益計算書	親会社株主に帰属する当期純利益が▲345,405千円であることを▲307,544千円と記載	貸倒引当金繰入額の不計上
				連結貸借対照表	連結純資産額が168,525千円であることを525,162千円と記載	
20	令和3年 7月14日	第14期（令和2年1月1日～同年12月31日）に係る有価証券報告書の訂正報告書	令和2年1月1日～同年12月31日の連結会計期間	連結貸借対照表	連結純資産額が168,525千円であることを268,212千円と記載	減損損失の不計上
21	令和3年 8月16日	第15期第2四半期（令和3年4月1日～同年6月30日）に係る四半期報告書	令和3年4月1日～同年6月30日の第2四半期連結会計期間	四半期連結貸借対照表	連結純資産額が▲14,166千円であることを▲9,173千円と記載	貸倒引当金繰入額の不計上

22	令和3年 11月12日	第15期第3四半期（令和3年7月1日～同年9月30日）に係る四半期報告書	令和3年7月1日～同年9月30日の第3四半期連結会計期間	四半期連結 貸借対照表	連結純資産額が ▲40,006千円であるところを▲33,115千円と記載	貸倒引当金繰入額の不計上
----	----------------	--------------------------------------	------------------------------	----------------	---	--------------

（注）金額は千円未満切捨てである。

第2

下表2のとおり、重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券届出書を提出し、当該有価証券届出書に基づく募集により、令和2年7月6日、132,700株の株券及び3,979個の新株予約権証券を402,380,220円（当該新株予約権の行使に際して払い込むべき金額を含む。）で取得させ、令和3年12月30日、500,000株の株券を203,500,000円で取得させたものである。

表2

番号	発行開示書類		虚偽記載			
	提出日	書類	会計期間	財務計算に関する書類	主な内容（注）	主な事由
23	令和2年 6月18日	有価証券届出書 （株券及び新株 予約権証券の募 集）		「第四部組 込情報」	番号11に掲げる第13 期に係る有価証券報告 書及び番号13に掲げる 第14期第1四半期に係 る四半期報告書を組込	番号11及び 番号13参照
24	令和3年 12月14日	有価証券届出書 （株券の募集）	令和2年1月 1日～同年12 月31日の連 結会計期間	連結 貸借対照表	連結純資産額が 168,525千円であるところを268,212千円と 記載	減損損失の 不計上
			令和3年7月 1日～同年9 月30日の第 3四半期連結 会計期間	四半期連結 貸借対照表	連結純資産額が ▲40,006千円であるところを▲33,115千円と 記載	貸倒引当金繰入額の不計上

（注）金額は千円未満切捨てである。

2 法令の適用

上記 1 に掲げる事実のうち

表 1 の番号 6、同 11 及び同 19 の各事実につき

法第 172 条の 4 第 1 項、第 24 条第 1 項、第 185 条の 7 第 6 項

表 1 の番号 7 及び同 20 の各事実につき

法第 172 条の 4 第 1 項、第 24 条の 2 第 1 項、第 7 条第 1 項、第 185 条の 7 第 6 項

表 1 の番号 12 の事実につき

法第 172 条の 4 第 1 項、第 24 条の 2 第 1 項、第 7 条第 1 項

表 1 の番号 1、同 2、同 4、同 8、同 9、同 10、同 13、同 15 及び同 17 の各事実につき

法第 172 条の 4 第 2 項、第 24 条の 4 の 7 第 1 項、第 185 条の 7 第 6 項

表 1 の番号 21 及び同 22 の各事実につき

法第 172 条の 4 第 2 項、第 24 条の 4 の 7 第 1 項

表 1 の番号 3、同 5、同 14、同 16 及び同 18 の各事実につき

法第 172 条の 4 第 2 項、第 24 条の 4 の 7 第 4 項、第 7 条第 1 項、第 185 条の 7 第 6 項

表 2 の番号 23 の事実につき

法第 172 条の 2 第 1 項第 1 号及び第 3 項、第 5 条第 1 項及び第 3 項、第 176 条第 2 項

表 2 の番号 24 の事実につき

法第 172 条の 2 第 1 項第 1 号及び第 3 項、第 5 条第 1 項、第 176 条第 2 項

3 課徴金の計算の基礎

上記 1 に掲げる事実のうち

表 1 の番号 1、同 2、同 4 及び同 6 の各事実につき

法第 172 条の 4 第 1 項及び第 2 項の規定により、被審人の第 12 期事業年度（平成 30 年 1 月 1 日から同年 12 月 31 日まで）第 1 四半期（平成 30 年 1 月

1日から同年3月31日まで)に係る四半期報告書(以下「第12期第1四半期報告書」という。)、同事業年度第2四半期(平成30年4月1日から同年6月30日まで)に係る四半期報告書(以下「第12期第2四半期報告書」という。)、同事業年度第3四半期(平成30年7月1日から同年9月30日まで)に係る四半期報告書(以下「第12期第3四半期報告書」という。)及び同事業年度に係る有価証券報告書(以下「第12期有価証券報告書」という。)ごとに算出した額(「個別決定ごとの算出額」という。)は、

- ① 被審人が発行する算定基準有価証券の市場価額の総額に10万分の6を乗じて得た額

第12期第1四半期報告書	587,030円
第12期第2四半期報告書	411,062円
第12期第3四半期報告書	295,777円
第12期有価証券報告書	320,853円

が、いずれも

- ② 6,000,000円

を超えないことから、

第12期第1四半期報告書については、6,000,000円の2分の1に相当する額である3,000,000円

第12期第2四半期報告書については、6,000,000円の2分の1に相当する額である3,000,000円

第12期第3四半期報告書については、6,000,000円の2分の1に相当する額である3,000,000円

第12期有価証券報告書については、6,000,000円

となるが、第12期第1四半期報告書、第12期第2四半期報告書、第12期第3四半期報告書及び第12期有価証券報告書が、いずれも被審人の同一の事業年度(第12期事業年度)に係るものであることから、法第185条の7第6項の規定により、6,000,000円を個別決定ごとの算出額に応じて按分することとなり、

第12期第1四半期報告書に係る課徴金の額は

$$6,000,000 \times 3,000,000 / (3,000,000 + 3,000,000 + 3,000,000 + 6,000,000) \\ = 1,200,000 \text{円}$$

第12期第2四半期報告書に係る課徴金の額は

$$6,000,000 \times 3,000,000 / (3,000,000 + 3,000,000 + 3,000,000 + 6,000,000) \\ = 1,200,000 \text{円}$$

第12期第3四半期報告書に係る課徴金の額は

$$6,000,000 \times 3,000,000 / (3,000,000 + 3,000,000 + 3,000,000 + 6,000,000)$$

=1,200,000 円

第 12 期有価証券報告書に係る課徴金の額は

$6,000,000 \times 6,000,000 / (3,000,000 + 3,000,000 + 3,000,000 + 6,000,000)$

=2,400,000 円

となる。

表 1 の番号 3、同 5 及び同 7 の各事実につき

法第 172 条の 4 第 1 項及び第 2 項の規定により、被審人の第 12 期第 2 四半期報告書、第 12 期第 3 四半期報告書及び第 12 期有価証券報告書に係る令和 3 年 7 月 14 日提出の訂正報告書について算出した額（「個別決定ごとの算出額」という。）は、

- ① 被審人が発行する算定基準有価証券の市場価額の総額に 10 万分の 6 を乗じて得た額

第 12 期第 2 四半期報告書	411,062 円
第 12 期第 3 四半期報告書	295,777 円
第 12 期有価証券報告書	320,853 円

が、いずれも

- ② 6,000,000 円

を超えないことから、

第 12 期第 2 四半期報告書の訂正報告書に係る課徴金の額は、6,000,000 円の 2 分の 1 に相当する額である 3,000,000 円

第 12 期第 3 四半期報告書の訂正報告書に係る課徴金の額は、6,000,000 円の 2 分の 1 に相当する額である 3,000,000 円

第 12 期有価証券報告書の訂正報告書に係る課徴金の額は、6,000,000 円となるが、第 12 期第 2 四半期報告書の訂正報告書、第 12 期第 3 四半期報告書の訂正報告書及び第 12 期有価証券報告書の訂正報告書が、いずれも被審人の同一の事業年度（第 12 期事業年度）に係るものであることから、法第 185 条の 7 第 6 項の規定により、6,000,000 円を個別決定ごとの算出額に応じて按分することとなり、

第 12 期第 2 四半期報告書の訂正報告書に係る課徴金の額は

$6,000,000 \times 3,000,000 / (3,000,000 + 3,000,000 + 6,000,000)$

=1,500,000 円

第 12 期第 3 四半期報告書の訂正報告書に係る課徴金の額は

$6,000,000 \times 3,000,000 / (3,000,000 + 3,000,000 + 6,000,000)$

=1,500,000 円

第 12 期有価証券報告書の訂正報告書に係る課徴金の額は

$$6,000,000 \times 6,000,000 / (3,000,000 + 3,000,000 + 6,000,000) \\ = 3,000,000 \text{ 円}$$

となる。

表 1 の番号 8、同 9、同 10 及び同 11 の各事実につき

法第 172 条の 4 第 1 項及び第 2 項の規定により、被審人の第 13 期事業年度（平成 31 年 1 月 1 日から令和元年 12 月 31 日まで）第 1 四半期（平成 31 年 1 月 1 日から同年 3 月 31 日まで）に係る四半期報告書（以下「第 13 期第 1 四半期報告書」という。）、同事業年度第 2 四半期（平成 31 年 4 月 1 日から令和元年 6 月 30 日まで）に係る四半期報告書（以下「第 13 期第 2 四半期報告書」という。）、同事業年度第 3 四半期（令和元年 7 月 1 日から同年 9 月 30 日まで）に係る四半期報告書（以下「第 13 期第 3 四半期報告書」という。）及び同事業年度に係る有価証券報告書（以下「第 13 期有価証券報告書」という。）ごとに算出した額（「個別決定ごとの算出額」という。）は、

- ① 被審人が発行する算定基準有価証券の市場価額の総額に 10 万分の 6 を乗じて得た額

第 13 期第 1 四半期報告書	150,789 円
第 13 期第 2 四半期報告書	134,968 円
第 13 期第 3 四半期報告書	131,190 円
第 13 期有価証券報告書	132,339 円

が、いずれも

- ② 6,000,000 円

を超えないことから、

第 13 期第 1 四半期報告書については、6,000,000 円の 2 分の 1 に相当する額である 3,000,000 円

第 13 期第 2 四半期報告書については、6,000,000 円の 2 分の 1 に相当する額である 3,000,000 円

第 13 期第 3 四半期報告書については、6,000,000 円の 2 分の 1 に相当する額である 3,000,000 円

第 13 期有価証券報告書については、6,000,000 円

となるが、第 13 期第 1 四半期報告書、第 13 期第 2 四半期報告書、第 13 期第 3 四半期報告書及び第 13 期有価証券報告書が、いずれも被審人の同一の事業年度（第 13 期事業年度）に係るものであることから、法第 185 条の 7 第 6 項の規定により、6,000,000 円を個別決定ごとの算出額に応じて按分することとなり、

第 13 期第 1 四半期報告書に係る課徴金の額は

$$6,000,000 \times 3,000,000 / (3,000,000 + 3,000,000 + 3,000,000 + 6,000,000) \\ = 1,200,000 \text{ 円}$$

第 13 期第 2 四半期報告書に係る課徴金の額は

$$6,000,000 \times 3,000,000 / (3,000,000 + 3,000,000 + 3,000,000 + 6,000,000) \\ = 1,200,000 \text{ 円}$$

第 13 期第 3 四半期報告書に係る課徴金の額は

$$6,000,000 \times 3,000,000 / (3,000,000 + 3,000,000 + 3,000,000 + 6,000,000) \\ = 1,200,000 \text{ 円}$$

第 13 期有価証券報告書に係る課徴金の額は

$$6,000,000 \times 6,000,000 / (3,000,000 + 3,000,000 + 3,000,000 + 6,000,000) \\ = 2,400,000 \text{ 円}$$

となる。

表 1 の番号 12 の事実につき

法第 172 条の 4 第 1 項の規定により、被審人の第 13 期有価証券報告書に係る令和 3 年 7 月 14 日提出の訂正報告書について、算出した課徴金の額は、被審人が発行する算定基準有価証券の市場価額の総額に 10 万分の 6 を乗じて得た額 132,339 円が、6,000,000 円を超えないことから、6,000,000 円となる。

表 1 の番号 13、同 15、同 17 及び同 19 の各事実につき

法第 172 条の 4 第 1 項及び第 2 項の規定により、被審人の第 14 期事業年度（令和 2 年 1 月 1 日から同年 12 月 31 日まで）第 1 四半期（令和 2 年 1 月 1 日から同年 3 月 31 日まで）に係る四半期報告書（以下「第 14 期第 1 四半期報告書」という。）、同事業年度第 2 四半期（令和 2 年 4 月 1 日から同年 6 月 30 日まで）に係る四半期報告書（以下「第 14 期第 2 四半期報告書」という。）、同事業年度第 3 四半期（令和 2 年 7 月 1 日から同年 9 月 30 日まで）に係る四半期報告書（以下「第 14 期第 3 四半期報告書」という。）及び同事業年度に係る有価証券報告書（以下「第 14 期有価証券報告書」という。）ごとに算出した額（「個別決定ごとの算出額」という。）は、

- ① 被審人が発行する算定基準有価証券の市場価額の総額に 10 万分の 6 を乗じて得た額

第 14 期第 1 四半期報告書	91,200 円
第 14 期第 2 四半期報告書	86,744 円
第 14 期第 3 四半期報告書	124,365 円
第 14 期有価証券報告書	100,280 円

が、いずれも

② 6,000,000 円

を超えないことから、

第 14 期第 1 四半期報告書については、6,000,000 円の 2 分の 1 に相当する額である 3,000,000 円

第 14 期第 2 四半期報告書については、6,000,000 円の 2 分の 1 に相当する額である 3,000,000 円

第 14 期第 3 四半期報告書については、6,000,000 円の 2 分の 1 に相当する額である 3,000,000 円

第 14 期有価証券報告書については、6,000,000 円

となるが、第 14 期第 1 四半期報告書、第 14 期第 2 四半期報告書、第 14 期第 3 四半期報告書及び第 14 期有価証券報告書が、いずれも被審人の同一の事業年度（第 14 期事業年度）に係るものであることから、法第 185 条の 7 第 6 項の規定により、6,000,000 円を個別決定ごとの算出額に応じて按分することとなり、

第 14 期第 1 四半期報告書に係る課徴金の額は

$$6,000,000 \times 3,000,000 / (3,000,000 + 3,000,000 + 3,000,000 + 6,000,000) = 1,200,000 \text{ 円}$$

第 14 期第 2 四半期報告書に係る課徴金の額は

$$6,000,000 \times 3,000,000 / (3,000,000 + 3,000,000 + 3,000,000 + 6,000,000) = 1,200,000 \text{ 円}$$

第 14 期第 3 四半期報告書に係る課徴金の額は

$$6,000,000 \times 3,000,000 / (3,000,000 + 3,000,000 + 3,000,000 + 6,000,000) = 1,200,000 \text{ 円}$$

第 14 期有価証券報告書に係る課徴金の額は

$$6,000,000 \times 6,000,000 / (3,000,000 + 3,000,000 + 3,000,000 + 6,000,000) = 2,400,000 \text{ 円}$$

となる。

表 1 の番号 14、同 16、同 18 及び同 20 の各事実につき

法第 172 条の 4 第 1 項及び第 2 項の規定により、被審人の第 14 期第 1 四半期報告書、第 14 期第 2 四半期報告書、第 14 期第 3 四半期報告書及び第 14 期有価証券報告書に係る令和 3 年 7 月 14 日提出の訂正報告書について算出した額（「個別決定ごとの算出額」という。）は、

- ① 被審人が発行する算定基準有価証券の市場価額の総額に 10 万分の 6 を乗じて得た額

第 14 期第 1 四半期報告書	91,200 円
第 14 期第 2 四半期報告書	86,744 円
第 14 期第 3 四半期報告書	124,365 円
第 14 期有価証券報告書	100,280 円

が、いずれも

② 6,000,000 円

を超えないことから、

第 14 期第 1 四半期報告書の訂正報告書に係る課徴金の額は、6,000,000 円の 2 分の 1 に相当する額である 3,000,000 円

第 14 期第 2 四半期報告書の訂正報告書に係る課徴金の額は、6,000,000 円の 2 分の 1 に相当する額である 3,000,000 円

第 14 期第 3 四半期報告書の訂正報告書に係る課徴金の額は、6,000,000 円の 2 分の 1 に相当する額である 3,000,000 円

第 14 期有価証券報告書の訂正報告書に係る課徴金の額は、6,000,000 円となるが、第 14 期第 1 四半期報告書の訂正報告書、第 14 期第 2 四半期報告書の訂正報告書、第 14 期第 3 四半期報告書の訂正報告書及び第 14 期有価証券報告書の訂正報告書が、いずれも被審人の同一の事業年度（第 14 期事業年度）に係るものであることから、法第 185 条の 7 第 6 項の規定により、6,000,000 円を個別決定ごとの算出額に応じて按分することとなり、

第 14 期第 1 四半期報告書の訂正報告書に係る課徴金の額は
 $6,000,000 \times 3,000,000 / (3,000,000 + 3,000,000 + 3,000,000 + 6,000,000)$
 $= 1,200,000$ 円

第 14 期第 2 四半期報告書の訂正報告書に係る課徴金の額は
 $6,000,000 \times 3,000,000 / (3,000,000 + 3,000,000 + 3,000,000 + 6,000,000)$
 $= 1,200,000$ 円

第 14 期第 3 四半期報告書の訂正報告書に係る課徴金の額は
 $6,000,000 \times 3,000,000 / (3,000,000 + 3,000,000 + 3,000,000 + 6,000,000)$
 $= 1,200,000$ 円

第 14 期有価証券報告書の訂正報告書に係る課徴金の額は
 $6,000,000 \times 6,000,000 / (3,000,000 + 3,000,000 + 3,000,000 + 6,000,000)$
 $= 2,400,000$ 円

となる。

表 1 の番号 21 及び同 22 の各事実につき

法第 172 条の 4 第 2 項の規定により、被審人の第 15 期事業年度（令和 3 年 1 月 1 日から同年 12 月 31 日まで）第 2 四半期（令和 3 年 4 月 1 日から同年

6月30日まで)に係る四半期報告書(以下「第15期第2四半期報告書」という。)、同事業年度第3四半期(令和3年7月1日から同年9月30日まで)に係る四半期報告書(以下「第15期第3四半期報告書」という。)ごとに算出した額は、

- ① 被審人が発行する算定基準有価証券の市場価額の総額に10万分の6を乗じて得た額

第15期第2四半期報告書	78,759円
第15期第3四半期報告書	74,081円

が、いずれも

- ② 6,000,000円

を超えないことから、

第15期第2四半期報告書については、6,000,000円の2分の1に相当する額である3,000,000円

第15期第3四半期報告書については、6,000,000円の2分の1に相当する額である3,000,000円

となる。

表2の番号23の事実につき

法第172条の2第1項第1号の規定により、被審人の令和2年6月18日提出の有価証券届出書(株券及び新株予約権証券の募集)に係る課徴金の額は、

当該有価証券届出書に基づく募集により取得させた株券及び新株予約権証券の発行価額の総額(当該新株予約権の行使に際して払い込むべき金額を含む。)

402,380,220円の100分の4.5に相当する額である18,107,109円

に、法第176条第2項の規定により1万円未満の端数を切り捨てて、

18,100,000円

となる。

表2の番号24の事実につき

法第172条の2第1項第1号の規定により、被審人の令和3年12月14日提出の有価証券届出書(株券の募集)に係る課徴金の額は、

当該有価証券届出書に基づく募集により取得させた株券の発行価額の総額

203,500,000円の100分の4.5に相当する額である9,157,500円

に、法第176条第2項の規定により1万円未満の端数を切り捨てて、

9,150,000円

となる。